（特記仕様書添付版）

大阪府都市整備部機械電気設備工事施工体制等の適正化について（抜粋）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」は、平成13年4月1日より施行され、公共工事に関する全ての発注者に対して、入札・契約の過程、内容の透明性の確保、入札・契約参加者の公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を義務付けているところである。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日より施行され、適切な技術又は工夫により、公共工事の適正な施工を確保することとされている。

大阪府ではこれらを踏まえて入札、契約並びに工事現場の施工体制の適正化対策、施工方法、内容の確認を一層強化しているところであり、機械電気設備工事においてもその特色に応じた適切な施工体制を確保、確認するため、「大阪府都市整備部機械・電気設備工事　施工体制等の適正化について」※（以下、「施工体制等の適正化」という。）を作成しているため、受注者は施工体制等の適正化に留意して施工すること。本資料は施工体制等の適正化の抜粋版である。

※大阪府都市整備部機械・電気設備工事　施工体制等の適正化について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/tosei_setubiukeoi.html>

1. 施工体制の適正化
2. 現場代理人の配置

現場代理人については、契約書第10条のとおりとするが、以下の点に留意すること。

1. 現場代理人は、当該工事現場に専任の者として常駐すること。ただし、以下の場合においては常駐の緩和措置を受けることができる。

１．常駐義務の緩和条件

１）契約締結後、工場製作のみの期間。

２）契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

３）契約書第20条の規定を適用し工事の全部を中止している期間。

４）現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。

２．承諾後、常駐義務を緩和できる条件

１）現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。

２）契約金額が3,500万円未満の工事。ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が必要と考えられる工事については、緩和措置の適用除外とする。

３．常駐義務を緩和するにあたり以下の条件を付する。

１）監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応を取ること。

２）契約金額が3,500万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間については、現場代理人は1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。

ただし、安全管理の不徹底による事故の発生など現場体制の不備が認められた場合は、緩和の承諾を取り消すものとする。

(2)　現場代理人は、当該工事現場に専任で配置すること。ただし、以下の場合においては専任の緩和措置を受けることができる。

１．専任の緩和条件

１）近接工事として間接費が調整された工事間。

２）次の場合は、監督職員の承諾を得た上で現場代理人の兼任を認める。

* いずれも常駐義務が緩和された工事または期間の重複で３つまでの工事。

ただし、工事施工箇所が水みらいセンター内などの同一敷地内の場合は、複数の工事であっても1つとして扱う。

２．専任を緩和するにあたり以下の条件を付することとする。

１）監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、監督職員から要請があった場合は速やかに工事現場に向かう等の対応を取ること。

２）安全管理の不徹底による事故の発生など現場体制の不備が認められた場合は、兼任の承諾を取り消すこととする。

(3)　現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはみなさない。

(4)　現場代理人は、監理技術者等との密接な連携を行い、適正な履行の確保に努めること。なお、現場代理人と当該工事の監理技術者等との兼務は可能である。

1. 監理技術者等の配置（監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）

監理技術者等については建設業法に記載のとおりであるが、以下の点に留意すること。

(1)　監理技術者等の「配置義務」

①　契約工期の当初から配置しなければならない。

②　入札参加資格の要件を満たす登録業種について資格を有する者を配置しなければならない。

③　入札公告で監理技術者の配置を求めている場合は、下請負金額の総額が4,000万円未満であっても監理技術者を配置しなければならない。

④　工期途中での途中交代は原則認められない。ただし、死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記の場合等について監督職員の承諾後、途中交代することができる。また、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されていなければならない。

* 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
* 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
* 現地での現場着手後、工事期間中に改めて工事製作のみの期間となるとき、現場から工場へ工事現場が移動する時点。

⑤　総合評価落札方式で、監理技術者等の施工実績を評価して契約した工事については、評価した配置技術者を契約当初から配置しなければならない。なお、工期途中で配置技術者の交代する場合は、当初評価した配置技術者と同等の評価ができる者でなければならない。

(2)　監理技術者等の「責務」

監理技術者等は、契約工期全体を通じて統括的に技術上の監理をつかさどり、総合的に企画、調整及び指導を行う。内容は以下のとおりとする。

1. 施工計画書の作成
2. 監督職員との協議
3. 工場製作期間における監理

工場製作期間における工事工程管理、現場施工に向けた調整などを行う。

受注者が行う工場検査、府が行う工場製品確認には必ず臨場しなければならない。

④　現場工事期間における監理

工事工程管理、安全管理、工事目的物等（工事仮設物、工事用資材含む）の品質管理、その他の技術上の管理、他工事との調整及び下請負人の間の施工調整、下請負人への技術指導及び監督等を行う。

現場検査（段階確認）等には必ず臨場しなければならない。

(3)　監理技術者等の「専任」及び雇用関係

①　監理技術者等は専任で配置しなければならない。

　　ただし、次の期間は専任を免除することができる。

* 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。）
* 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
* 当該工事で製作する機器等の工場製作のみが行われている期間※

※工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）とする。

* 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

②　請負金額が3,500万円未満の場合、監理技術者等は工場製作期間及び現場工事期間とも「非専任」として配置することができる。

1. 監理技術者等は、受注者と直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。また、入札　　参加資格として監理技術者等と受注者の恒常的な雇用関係を求めている場合は、３ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはみなさない。
* 国土交通省ホームページ「監理技術者制度運用マニュアルについて」参照

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html>

1. システム設計技術者の配置

システム設計技術者は、契約工期全体を通して、当該工事における各機器単体および一連の機器がシステムとして、適正に機能が発揮するよう、設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認および個別装置の設計検証、性能検証等のシステム設計管理を行う責任者である。

また、監督職員との設計協議、受注者が行う工場検査、府が行う工場製品確認には必ず臨場しなければならない。

(1)　システム設計技術者の「配置義務」

①　契約工期の当初から配置しなければならない。

②　受注者の設計部門に所属している者から配置しなければならない。

③　入札参加資格の当該工事業種について、「主任技術者」と同等の資格を有する者又は設計業務の実務経験を有する者（※）とする。
※設計業務の実務経験を有する者とは、大学、高等専門学校の指定学科卒業後では３年以上、高等学校の指定学科卒業後では５年以上、その他は１０年以上の経験年数を有する者とする。

1. システム設計技術者の途中変更は、死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等を除いて認めない。
2. システム設計技術者は、工場製作のみを行っている期間に限り、当該工事の現場代理人または監理技術者等と兼任することができる。
3. システム設計技術者の雇用関係

①　システム設計技術者は、受注者と直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。また、入札参加資格としてシステム設計技術者と受注者の恒常的な雇用関係を求めている場合は、３ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはみなさない。

1. 下請負

一括下請負の全面的禁止

(1)　一括下請負は、全面的に禁止する。（建設業法第22条）

また、下請負間での一括下請負も認められない。

1. 施工体制台帳等

(1)　 施工体制台帳等の整備については、機械・電気設備請負工事必携（以下「請負必携」という。）1－1－10「施工体制台帳」に記載のとおりであるが、以下の点に留意すること。

①　施工体制台帳を作成し、写しを監督職員へ提出すること。

②　「安全工事施工推進体制表兼施工体系図（以下「施工体系図」という。）」は、現場への掲示を実施すること。

③　警備会社からの警備員（ガードマン）の派遣については、建設業法上の請負契約に該当しないが、施工体制台帳（契約書の写しの添付）及び施工体系図に記載すること。

 (2)　下請負の状況等

①　主任技術者の配置、専任、下請負契約書等の整備については、建設業法を遵守すること。

②　受注者は下請負人に対し、「下請負人に対する通知」及び「再下請負通知書の提出」の指導徹底を図ること。

1. 下請負代金の支払い

受注者は下請に対しては適正な代金支払等を実施するとともに、その経営の安定・健全性を確保しなければならない。

* 1. 受注者が府に対して部分払金の請求を行おうとする場合には、「請求書」とともに、「部分払　　金支払計画書」を提出しなければならない。（下請金額の総額が3,000万円以上の工事で、契約工期が6ヶ月を超え、かつ部分払い金が生じる工事）

②　受注者は、定められた期間内に下請代金を支払わなければならない。また、二次以下の下請負契約に係る支払についても一次以下の下請負人に対する指導・監督及び支払の確認を行い、部分払金支払計画書に記載している支払予定日後すみやかに、一次下請に対する支払いが確認できる「領収書の原本及び写し」（原本は確認後に返却）を府に提出しなければならない。

1. 施工管理の適正化
2. 機器製作内容等の制限
3. 入札参加資格で求める機器製作内容の変更、低入札価格調査の際に提出した調査資料にある製作区分の変更（特記仕様書に記載がある主要機器の「自社製造から製造外注へ」等）は禁止する。
4. 受注者の工場等が、天災、人災等による被害を受けたなどの事由により、やむを得ず「自社製造から製造外注への変更」等の必要が生じた場合は、事前に「理由書」を提出し、協議の後、府に「メーカーリスト（変更）」を提出し、承諾を得なければならない。
5. 据付工事の下請先の制限

下請工事については請負必携1-1-9に記載のとおりであるが、以下の点に留意すること。

(1)　競争関係にある業者※1への据付工事等の「下請負契約」は禁止する。

(2)　一部機器などで機器性能を発揮するために高い専門性を要する場合や合理的な理由がある場合

など、やむを得ず、競争関係にある業者に据付工事等の下請負を必要とする場合は「理由書」を

提出し、府の承諾を得なければならない。

　※1　過去３年度間において、大阪府都市整備部発注工事において、以下に示す業種区分での同じ区分となる工事種別の入札参加実績を有する企業。

競争関係とみなす工事業種区分

|  |  |
| --- | --- |
| 業種区分 | 工事種別（工事名の例） |
| 水処理機械設備 | 最初沈殿池機械設備工事、最終沈殿池機械設備工事、生物反応槽機械設備工事、砂ろ過設備工事 |
| 汚泥処理機械設備 | 汚泥処理設備工事、濃縮機械設備工事、脱水機機械設備工事、重力濃縮槽機械設備工事、焼却炉設備工事 |
| 脱臭機械設備 | 水処理脱臭設備工事、汚泥処理脱臭設備工事 |
| 制水扉設備 | ゲート設備工事、制水扉設備工事、鉄扉電動化工事 |
| ポンプ設備 | 汚水ポンプ設備工事、雨水ポンプ設備工事 |
| 沈砂池機械設備 | 沈砂池機械設備工事 |
| 送風機設備 | 送風機設備工事 |
| 調節池機械設備 | 調節池機械設備工事 |
| プラント電気設備 | ― |
| プラント電気通信設備 | ― |

　注意事項

(1) 各業種について、親子関係に当たる企業については、競争関係にあるとみなさない。ただし、本工事の入札において、親子関係に当たる企業が同時に応札している場合は競争関係にあるものとみなす。

(2) 他の工事種別と合併して発注する工事については、その合併される主たる工事の区分を適用するものである。

(3) 会社分割した場合であっても、事業承継したものにあってはその入札参加実績も承継したものとみなす。

1. その他

(1)　施工計画書（工場製作編）の適正な作成

施工計画書（工場製作編）については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、設計・製造・品質管理計画及び体制、アフターサービス体制等を明確に記載すること。

　　(2)　納入設備に対するアフターサービス体制について

①　納入された設備に対するアフターサービス体制（保守点検、修繕等）を行う事業所について、完成図書等で明確に示すこと。分社化又は、事業譲渡の場合においては、適切な技術継承を行い、分社又は譲渡後の体制を明らかにすること。

1. 不適切な行為等に対する措置

(1)　不適切な行為等とは、次の場合を言う。

* 建設業法第28条 1項に該当する場合又は法律の規定、通達等に違反した場合
* 本運用で規定している項目に違反又は虚偽の申請等の不正な事実があった場合
* 府が契約書及び設計図書で義務付けている項目等に虚偽の申請等の不正な事実があった場合
* 施工管理、設計管理及び品質管理等において、元請負人としての責務を適正に果たせていない場合

　 (2)　府は、不適切な行為等に対して次の措置を講じる。

* 早急に是正措置を講じさせる。
* 当該違反の内容により監督処分として必要な「指示」を行う。
* 落札決定の取消し及び入札参加停止等の必要な措置を講じる。
* 工事成績点等に適切に反映する。
1. 適用

「１．３　システム設計技術者の配置」、「２．１　機器製作内容等の制限」、「２．２　据付工事の下請先の制限」の３項目は、プラント設備工事を対象とする。